

開示実施手数料の減額又は免除に関する基準等

1 本法人等における開示実施手数料の減額又は免除に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 経済的困難を理由とする場合の申請による減額又は免除(第7条第2項第1号)

経済的困難な状態にあるかどうかについては、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては、それを証明する書面、その他の事実を理由とする場合にあっては、それを証明する書面等を基に判断する。

- ア 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面は、市又は特別区であれば、当該市又は特別区の福祉事務所で、町村であれば当該町村が所在する都道府県の福祉事務所(当該町村の福祉事務所があるときは、当該福祉事務所)で発行される証明書とする。
- イ その他の事実を理由とする場合の当該事実を証明する書面は、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態にあることを証明するものであって、例えば、同一の世帯に属する者のすべてが市町村民税が非課税であることを証明する書面等とする。

(2) 一般に周知させることが適当な場合による減額又は免除(第7条第2項第2号)

『一般に周知させることが適当であると認めるとき』については、開示請求者だけでなく、何人にも広く周知することが特定の施策目的の達成に大きく寄与する場合、法第5条第1号ただし書若しくは第2号ただし書の規定の適用により開示しようとする場合又は法第7条の規定の適用により開示しようとする場合など公益上の理由で開示しようとする場合であって、一般に周知することが適当と認める場合等とする。

2 上記基準(1)に該当する場合は、開示請求1件につき2千円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除する。上記基準(2)に該当する場合は減額又は免除の取扱いについては、内容に応じ、本法人等が別に定める。

(注) 第7条第1項第2号に定める開示実施手数料の額が2千円を超える場合にあっては、2千円が「減額する額」であり、2千円以下となる場合にあっては当該2千円以下の額が「免除する額」となる。